

会津美里町告示第188号

会津美里町競争入札心得を次のように定める。

令和5年12月28日

会津美里町長 杉山 純一



会津美里町競争入札心得

会津美里町工事等指名競争入札心得(平成17年会津美里町告示第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この心得は、会津美里町が執行する制限付一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)による入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に関し、法令に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金の納付等については、会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号。以下「財務規則」という。)に定めるところによる。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札公告、指名通知書、会津美里町工事請負契約約款(平成17年会津美里町告示第154号)、金額抜き設計図書、仕様書、契約及び入札の方法及び条件、入札説明書及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、町長の承認を得て紙入札により行う場合は、会津美里町電子入札実施要綱(令和4年会津美里町訓令第26号。以下「実施要綱」という。)に定めるところによる。
- 4 入札参加者は、代理人(以下「入札代理人」という。)をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- 5 入札参加者又は入札代理人は、当該入札に対する他の入札代理人をすることができない。
- 6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(別記様式)を契約権者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札期間に限り電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができる。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札の場合において、入札参加者が1者の場合は入札の執行を取りやめができる。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札参加の資格のない者のした入札

(2) 所定の入札保証金若しくは有価証券を納付又は提出しない者のした入札

(3) 郵便による入札

(4) 委任状を持参しない入札代理人のした入札

(5) 同一事項の入札について他人の入札代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(6) 記名押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない

## 入札又は後発の入札

- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 実施要綱第20条各号に規定する入札
- (12) その他入札に関する条件又は町において特に指定した事項に違反した入札  
(落札者又は落札候補者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲で最も低い価格で入札した者を落札者とする。

- 2 制限付一般競争入札により実施した場合は、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者を落札候補者とし、最も低い価格で入札した者から順に落札者が決定するまで落札候補者の入札参加資格を確認し、適正と認めたときは、この落札候補者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲で最も低い価格で入札した者を落札候補者とする。
- 3 落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)となり得る同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者等を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 前項の規定において、当該入札を電子入札により開札した結果、落札者等となり得る同価格の入札をした者が2人以上あるときは、実施要綱第16条第5項の規定により、電子くじにより落札者等を決定する。

(失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けている入札において最低制限価格未満の価格で入札をした場合
  - (2) 指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不適当と認められる場合
- 2 前項の規定により失格となった者は、再度入札には参加できない。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 前項の再度の入札を行うことができる回数は、原則として2回までとする。ただし、電子入札においては、原則として1回までとする。

(契約保証金等)

第11条 契約保証金の納付等については、財務規則に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを

契約権者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後、速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(電磁的記録により作成する書類等の特例)

第13条 前条第1項の規定により作成することとされている契約書及び同条第3項の規定により提出される請書(以下「この条において「契約書等」という。)については、当該契約書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、契約書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書等とみなす。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(共同企業体に関する事項)

第15条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(質問)

第16条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の会津美里町競争入札心得の規定は、この告示の施行の日以後に公告又は指名通知する入札から適用し、同日前までに公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

別記様式(第4条関係)

入 札 辞 退 届

工 事 番 号

工 事 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊞

様

